

第六章 恩給支給順序
第四十三條 恩給ノ願書ハ所管長官ヨリ檢閱監軍部長ヲ
經テ陸軍卿ニ呈シ陸軍卿之ヲ太政官ニ上申ス 寡婦(孤兒
扶助料ノ願書ハ居住地地方廳ヨリ內務卿ニ呈シ內務卿
之ヲ陸軍卿ニ移シ陸軍卿ヨリ太政官ニ上申ス(以下次號)
○太政官達第三十八海軍恩給令別冊(前號ノ續)

第四章 服役年算則

第三十二條 服役年ノ始期及終期ノ例ハ左ノ各項ニ依ル
可シ(一)准士官以上ニテ四上長四長及ヒ樂長ヲ除クノ
外ハ初任ノ日四上長四長及ヒ樂長以下ハ四等卒及ヒ樂生
タルノ日ヲ以テ服役年ノ始期トス(但准士官以上ハ明治
四年八月以前下士以下ハ明治二年五月以前准卒ハ海軍定
員ニ准ゼザル以前ノ服役年ヲ算入セズ然レモ其以前ヨリ
勤仕タル者ハ其算入期ノ前月ヨリ於ケル現官等ニ對スル
俸給ノ半額ヲ以テ奉職年數ノ一箇年ニ當テ其年數ニ應ス
ルノ金額ヲ以テ恩給支給ノ際別ニ一時賜金トシテ給與ス
(二)下士以上ハ退職恩給ノ願書ヲ所管長官ヨリ海軍卿
ニ呈スル進達書ノ日本ハ退役ノ日ヲ以テ終期トス○第三
十三條 十七歳未満ハ恩給服役年ノ計算ニ算入セズ、士
官以上待命及ヒ非職中ノ月日ハ服役實期ニ算入ス但非職
中地方病院學藝及ヒ其他ノ事業ニ從事シ其給料ヲ受ケ非
職俸ヲ給セサル時間ハ之ヲ除算ス○第三十四條 陸軍軍
人轉シテ海軍軍人トナル者ハ陸軍服役年數ヲ通算ス又文
官轉シテ海軍軍人トナル者並ニ海軍軍人ノ現役ニ在
ラスシテ文官ヲ兼任シ文官ノ俸給ヲ受ケタル者恩給ヲ受ケ
ルノ期ニ至ル迄ハ其文官奉仕中ノ年月ハ十六箇月ヲ以テ
一年トシ之ヲ通算ス○第三十五條 退職若シハ退役ノ後
再ヒ現役ニ就ク者ハ前後ノ現役ヲ通算ス○第三十六條
逃亡ノ者其逃亡以前ノ現役ハ其復歸以後ノ現役ニ通算ス
○第三十七條 處刑中ノ日數ハ現役年數中ヨリ除算ス○
第三十八條 戰時處獲ニ遭ヒ俘囚トナリタル月日ハ猶ホ
平時現役ニ在ルト同ク之ヲ算ス

第五章 從軍年算則

第三十九條 從軍年ハ服役實期外ノ年月ト爲シ之ヲ其服
役年數ニ加算スル者トス但服役實期十一年未滿ニシテ
退身スル者ハ之ヲ加算セズ○第四十條 從軍年加算ノ
法ハ左ノ各項ニ依ル可シ(一)日本國外ノ戰役ニ從事中
ハ二箇年ヲ增加ス(二)出征艦隊ニ編入中及ヒ合圍若シ
クハ陸戰地境內ニ服役中ハ一箇年ヲ增加ス(三)戰地平
時ヲ論ゼス外國航海中ハ半箇年ヲ增加ス○第四十一條 出
征軍ノ定メテアラサシテ一時出兵ノ時ト雖モ出征軍ト視
做ス可キ場合ニ於テハ海軍卿上請シテ從軍年ニ算入スル
コトヲ決定ス○第四十二條 從軍年ヲ算スルノ法ハ十二箇
月間數回ノ戰役ニ從テト雖モ重複シテ之ヲ算セズ但其一
年以上ニ跨リ十二箇月ニ餘ル所ノ分數ハ前條ニ依リ之ヲ
計算ス

第六章 恩給支給順序

第四十三條 恩給ノ願書ハ所管長官ヨリ海軍卿ニ呈シ海
軍卿之ヲ太政官ニ上申ス、寡婦若クハ孤兒扶助料ノ願書
ハ居住ノ地方廳ヨリ內務卿ニ呈シ內務卿之ヲ海軍卿ニ移
シ海軍卿ヨリ太政官ニ上申ス○第四十四條 太政官ニ於
テハ之ヲ審查シタル後恩給許可令及ヒ恩給登錄簿ヲ內
務大藏海軍ノ三卿ニ下シ內務卿ヨリ管轄地方廳ヲ經テ之
ヲ本人ニ下シ依テ以テ年々金圓受領ノ證ト爲サシム、恩
給登錄簿ヲ下付スルノ前ニ於テ海軍卿ハ其恩給ヲ受ケ
可キ本人ニ計算書ヲ下シ以テ其算則ヲ示ス○第四十五條
退職及ヒ退役恩給並ニ扶助料下賜ノ始期ハ左ノ各項ニ依
ル可シ(一)下士以上ハ計算書日付ノ翌日(二)卒ハ免
役ノ翌日(三)寡婦若クハ孤兒扶助料ハ當該軍人死後ノ

翌日○第四十六條 恩給扶助料ハ一月四月七月十月ニ於
テ前三箇月分ノ金額ヲ大藏省ヨリ本人所在ノ地方廳ヲ經
テ下付ス但其交付者ハ恩給登錄簿ヲ披閱ノ上戶長ノ證
セル本人生存書及ヒ金額受領證書ト引替ニ其金額ヲ交付
ス可シ、恩給若クハ扶助料ヲ受ケタル者其金額受領ノ地ヲ
轉セントスル時ハ金額交付期月ノ三箇月前ニ其所在ノ地
方廳ニ願出可シ若シ其期ヲ過クル者ハ仍ホ元所在ノ地
方廳ニ交付ス○第四十七條 恩給若クハ扶助料ヲ受ケル
者權利消絶ニ屬スル時ハ地方廳其恩給登錄簿ヲ收メテ
內務省ニ出シ內務省ハ之ヲ太政官ニ還付シ其旨ヲ大藏省
海軍省ニ報告ス但扶助料轉移ス可キ者アル時ハ恩給登錄
簿ヲ收メテ更ニ扶助料請願ノ證ト爲サシム○第四十八
條 恩給登錄簿ヲ受領セシ者盜難水火災等ノ爲メ之ヲ
失亡スル時ハ速ニ其旨ヲ届出可シ此場合ニ於テハ內務卿
ヨリ證明書ヲ下付ス (以下次號)

叙任賞勳

明治十六年九月十七日 參議正四位勳一等 伊藤 博文
露西亞國皇帝陛下ヨリ贈與シタル白鷲大勳章ヲ受領シ
及ヒ佩用スルヲ允許ス

時事新報

文明ヲ致シテ文明ニ致サル、勿レ(前號ノ續)
以上論スルガ如ク支那ハ今日ニ於テ致サズ致サレズト雖
モ先キニ地形ヲ擇ヒ設備ヲナササルモノナレバ將サニ大
ニ文明ニ致サレントスルノ傾向アリ、印度ハ已ニ致サレ
タルモノニシテ設備ヲナスニ暇アラザルヲナレバ復テ殖
ト逐テ可カラザルノ状態ナリ、東洋ニ國スルモノ豈ニ
深ク鑒ル所ナクシテ可ナランヤ倍又我日本國ハ如何ナル
境界ニ在ルヤ考ルニ均シシ東洋ノ中ニ處リ久シシ世界
ノ實際ヲ拒絕シテ當代文明ノ何物タルヲ知ラズ僅ニ內治
ノ小康ヲ得タルニ過キザリシ三十年前始メテ外交ノ門ヲ
開テヨリ稍世界ノ事情ニ通シ漸ク通商貿易ノ事ニ從ヒ殊
ニ明治ノ維新後ニハ政治學問工藝器械等銳意熱心ニ採
擇シ駁々乎トシテ文明ノ域ニ進マントシ國民敢テ忘ルコ
非ズト雖モ亦往々之ヲ阻礙スルモノアリテ時ニ或ハ遠處
退歩ノ狀況ナキニアラズ殊ニ近年ハ上流社會ニ於テ何カ
思慮スル所アルカ或ハ一般厭倦退屈シタルニヤ其進歩基
ヲ遏々タルノミナラズ或ハ却テ歩ムルガ如キ狀ナキニ非ズ
爲メニ有爲活潑ノ人ヲシテ轉テ憤悶ニ堪エザラシムルモ
ノアリ之ヲ要スルニ日本國民ハ文明ヲ致サント欲シテ遂
ニ能ク致スニ堪エズ、致サレントシテ未ダ全ク致サレザ
ルモノナリ蓋致サントスルノ點ヨリ見レバ支那ニ劣ル所
アリ、致サレントスルノ點ヨリ見レバ支那ニ劣ル所アリ
是レ誠ニ憂危存亡ノ係ル所ニシテ國民ノ尤モ注意盡力ス
ベキノ秋ナリト謂ハザル可ラズ是時ニ方リテ一國ノ獨立
ヲ全ク富強繁榮ノ計ヲ定メントスルニハ只邁テテ大ニ
文明ヲ致スニアルノミ然ラザレバ遂ニ亦文明ニ致サル、
チ免レザル可キ

試ニ見ニ我國ニ於テ漏船鐵道電信其備百種有用ノ器械等
文明ノ器具ヲ利用セザルニ非ズ其交通ノ便當時ニ比テ
稍開ケタリト雖モ未ダ國中ニ普カラズシテ充分ノ設備ト
謂フ可ラズ、商賈工業農業ノ如キ文明ノ技術ヲ採用シ敢
テ進歩改良ノ途ニ就カザルニ非ズト雖モ多クハ舊習ヲ墨
守シテ昌繁榮ヲ稱スルモノナク又安テ富強ノ基ヲ定ム
ルニ足ルモノナランヤ、兵備ノ如キモ制度服飾ハ文明ノ
風ニ倣フト雖モ兵員多シト謂フ可ラズ軍艦完ト謂フ可
ラズ海陸重要ノ場所未ダ全ク防禦ノ設備アリト謂フ可
ズ是ニ先キニ戰地ニ處テ敵ヲ待ツ者ト稱スベキカ其未ダ
足ラザル所多クシテ汲汲及ヒハザランコト恐レ何ノ餘裕
アリテ安佚ノ地位ニ居リ亦能ク人ヲ致スニ暇アラフヤ
人ヲ致スニ能ハサル者ハ遠コト人ヲ致サル、チ免レズ例
ハ兩虎相戰フガ如シ我彼ヲ殺スニ非レバ彼必テ我ヲ殺
サン進ンテ殺サシカ退イテ殺サレシカ連ニテ殺スト殺サ
ル、トノミ
人或ハ謂フ印度ノ漸ク主權ヲ失ヒ外人ノ羈厄ニ罹ルモノ
ハ文明ヲ利用セザルノ罪ニアラズ之ヲ濫用シタルガ爲メ
ナリ若シ其濫用ニ害アル者ハ初ヨリ之ヲ用ヒザルノ便レ
ルニ如カザルナリ支那ノ獨立ヲ全クシテ國脈ヲ汚損セザ
ルハ斷テ文明ヲ採用セザルニ由ル之ヲ引付ントスレバ
コソ却テ他ニ引付ケラレ、トモアラフ軍中ノ之ヲ疎遠ニシ
之ヲ擯斥シテ相近ケザルハ又遂ニ致サル、ノ恐アルコ
トナシ故ニ日本ノ如キモ駭々乎トシテ只進ムコトアルヲ知リ
退テ守ルヲ忘ル、時ハ他年一日印度ノ覆轍ヲ蹈ムモ亦或
ハ測ル可ラズ然ルニ文明ニ致サレシコト恐レテ大ニ文明
ヲ致サントスルハ猶ホ虎豹ニ臨マレシコト恐レテ多ク虎
豹ヲ飼ヒ利ニ手カラレシコト恐レテ其肉ヲ食ハントスルニ
異ナラズ及々乎トシテ其レ危カラズ哉我輩恩ヲ然ラ
ズ夫レ文明ハ前ニモ云ヘル如ク歲月ノ人ヲ待タザルト一
般日ニ進ンテ月ニ隆ンテ勢力愈加リ十九世紀ノ文明ハ十
八世紀ニ優リ十九世紀ハ又二十世紀ニ及ハザルコト必然ナ
リサレバ虎豹ノ未ダ成長セザル前ニ之ヲ制スルハ易クシ
テ其成長ノ後爪牙鋭銳ニ猛威愈充實シタル時ハ之ヲ制ス
ル亦甚ク難キガ如ク元來我輩ノ目的ハ大ニ文明ヲ致シテ
國力ヲ充實シ虎豹ノ如キハ之ヲ捕テニスルニ足ルベキノ
力ヲ養ハントスルニアリ若シ又之ヲ捕テニスルコト能ハザ
ル時ハ更ニ獅子大衆ヲ養ヒ來リテ之ヲ制セントスルニ
是レ文明ノ器具ヲ大ニ利用セントスル所以ナリ故ノ所
謂恐レテ之ヲ近クケザルハ所謂滅種法ニシテ模倣ノ策
ニ非ズ之ヲ譬ヘバ身體虛弱ノ人ガ只モ出レバ獅子大衆
ノ病ヲ生スルヲ恐レ一室ニ閉居シテ運轉セザルニ如ク
日ニ運轉スルヲ同ハス又三捕ノ食ヲ斷スルモ獅子大衆
ニ消化ニ當リシ之ヲ一捕ニ減ラシテ全體ノ衰弱ヲ導ク

モノ、如シ此等ハ一時殘喘ヲ續ルモ到底一身ノ編立サヘ覺東ナク虎豹ヲ捕テニスルガ如キ力ヲ生スルハ竟ニ可ラズ虎豹ノ來リテ噛マザルモ亦自ラ斃レシム

○北白川宮 能久親王は病氣養生のたけ朽木縣下日光山温泉へ往還し除け十日間御暇願濟去る十六日出發せられたり

報

○出張 品川農商務大輔ハ石井同大書記官並に石龜四等屬を從へ本日出發福島縣下を巡回する由

○歸京并歸任 内務權大書記官小原重哉君は中國筋各地方の監獄巡閱を終り本月十五日、先頃兵庫長崎へ出張せし工部權少書記官西内文字君は御用濟みて本月十四日何れも歸京し又兼お上京せし長崎縣大書記官上村直則君ハ一昨十七日當地出發、山形始審裁判所長判事河口定義君ハ今十九日出發歸任する由

○管船局長 兼草津温泉へ赴きし管船局長塚原農商務大書記官は去る十六日歸京せし付一昨十七日橋本同權少書記官は局務代理を解りられたり

○職工學校勤務 徳島縣士族山田要吉氏は一昨十七日文部省准委任御用掛仰付けられ年俸千二百圓下賜せられ東京職工學校勤務を命せられたり

○織物取調 農商務省准委任御用掛荒川新一郎氏は兼に大坂府聯合共進會織物審査官として全府へ出張を命せられし昨十七日織物取調として更に群馬縣へ出張を命せられたり

○海産取調 海産物取調のため先宮城岩手青森の三縣下へ出張せし農商務省准委任御用掛松原新之助氏の本月十五日歸京したり

○共進會掛員 昨十八日農商務一等屬半井榮氏外七名は明十八年滿、糸、陶、磁器、共進會掛員を命せられたり

○安南新王 安南王ナニ、マ、祖て新王位に即たる由は既に本紙上に登載せしが此新王の名ハヤニク、マクと稱し安南佛國の條約にも昔新王の名を擧

○トリクウ公使北上 就任以來上海駐在して一度も北上せざりし佛國公使トリクウ氏には此程同所を出立して北京へ進行せし由

○金玉均氏 豫てより東京に滞留中なる朝鮮の紳士金玉均氏は去る十六日上州伊香保温泉へ入浴に赴きたり

○阿片騒動 昨夜(十五日)長崎居留地に於て支那人の阿片を喫するを認の巡査之を取押拘引する途中該國人大勢にて奪去らんとせしに依り止を得ず五名へ負傷せしに内一名死に至れりと去る十六日長崎縣より内務省へ電報ありたりと聞く

○開宴 來る二十四日の去る明治十年西南の役城山昭落の六年に當ると以て該役公使軍せし陸海軍將校及屬官等の輩には西郷中將が目黒村の別荘に集會し同役戦死者の吊祭を兼ね今日無事の祝賀とて宴會を開く等なるよし

○高等法院 高等法院にて高田事件の豫審調は是迄午前のみなりしが昨日より午後引續き取調ふる事になりたり

○工部大學校 工部大學校にて先般來諸事改革に着手し且校則をも改正したる哉お聞しが自今同校生徒徒卒業証を與るには第一級卒業証を授與し第二級以下の卒業証書を授與する事に此程定めたりと云

○煙草印紙稅檢査 一昨日府廳租稅課より各都區役所へ不日大藏省租稅局官吏が府下煙草印紙檢査の爲り各營業人の店へ出張する筈に付何時か臨監するも不都合なき様取計らわすべし旨達せられたりと

○東京灣測量 東京灣測量の事は屬本紙上にも掲載せしが近頃相模國三浦郡猿島及び觀音崎海峽并上總國周准郡富津の各砲臺の地形地質より近傍の村落田畑山林又は彈道(メイト)船路等精細に測量し該圖面も出來したる由今其大要を聞くに觀音崎の山脈一帶甚高からずと雖海岸頗る險に於て地置亦便なり、猿島は四圍樹木鬱鬱巖壁相款ち周徑十町餘岸を距る一里計りの處波浪起るの時あども猶は船と通すべく、富津は砂嘴海中に斗出する約一里、嘴前より沙灘あり其形楕圓にして長一里餘幅約五町餘深さ爲めに屢其狀と變すれども上面のミおして下面は甚た異なることなく此地上面より下面に至る十二尺沙礫相錯り其底に至れば小礫多くて地質甚堅し以上三所相對して鼎足の勢を呈し各相距ると三里乃至四五里餘あり共に要衝の所となし舊來砲臺の備われども舊式にして宜を待す未充分の設備と謂ふ可らす依

○阿片騒動 昨夜(十五日)長崎居留地に於て支那人の阿片を喫するを認の巡査之を取押拘引する途中該國人大勢にて奪去らんとせしに依り止を得ず五名へ負傷せしに内一名死に至れりと去る十六日長崎縣より内務省へ電報ありたりと聞く

○開宴 來る二十四日の去る明治十年西南の役城山昭落の六年に當ると以て該役公使軍せし陸海軍將校及屬官等の輩には西郷中將が目黒村の別荘に集會し同役戦死者の吊祭を兼ね今日無事の祝賀とて宴會を開く等なるよし

○高等法院 高等法院にて高田事件の豫審調は是迄午前のみなりしが昨日より午後引續き取調ふる事になりたり

○工部大學校 工部大學校にて先般來諸事改革に着手し且校則をも改正したる哉お聞しが自今同校生徒徒卒業証を與るには第一級卒業証を授與し第二級以下の卒業証書を授與する事に此程定めたりと云

○煙草印紙稅檢査 一昨日府廳租稅課より各都區役所へ不日大藏省租稅局官吏が府下煙草印紙檢査の爲り各營業人の店へ出張する筈に付何時か臨監するも不都合なき様取計らわすべし旨達せられたりと

○東京灣測量 東京灣測量の事は屬本紙上にも掲載せしが近頃相模國三浦郡猿島及び觀音崎海峽并上總國周准郡富津の各砲臺の地形地質より近傍の村落田畑山林又は彈道(メイト)船路等精細に測量し該圖面も出來したる由今其大要を聞くに觀音崎の山脈一帶甚高からずと雖海岸頗る險に於て地置亦便なり、猿島は四圍樹木鬱鬱巖壁相款ち周徑十町餘岸を距る一里計りの處波浪起るの時あども猶は船と通すべく、富津は砂嘴海中に斗出する約一里、嘴前より沙灘あり其形楕圓にして長一里餘幅約五町餘深さ爲めに屢其狀と變すれども上面のミおして下面は甚た異なることなく此地上面より下面に至る十二尺沙礫相錯り其底に至れば小礫多くて地質甚堅し以上三所相對して鼎足の勢を呈し各相距ると三里乃至四五里餘あり共に要衝の所となし舊來砲臺の備われども舊式にして宜を待す未充分の設備と謂ふ可らす依

○阿片騒動 昨夜(十五日)長崎居留地に於て支那人の阿片を喫するを認の巡査之を取押拘引する途中該國人大勢にて奪去らんとせしに依り止を得ず五名へ負傷せしに内一名死に至れりと去る十六日長崎縣より内務省へ電報ありたりと聞く

○開宴 來る二十四日の去る明治十年西南の役城山昭落の六年に當ると以て該役公使軍せし陸海軍將校及屬官等の輩には西郷中將が目黒村の別荘に集會し同役戦死者の吊祭を兼ね今日無事の祝賀とて宴會を開く等なるよし

○高等法院 高等法院にて高田事件の豫審調は是迄午前のみなりしが昨日より午後引續き取調ふる事になりたり

○阿片騒動 昨夜(十五日)長崎居留地に於て支那人の阿片を喫するを認の巡査之を取押拘引する途中該國人大勢にて奪去らんとせしに依り止を得ず五名へ負傷せしに内一名死に至れりと去る十六日長崎縣より内務省へ電報ありたりと聞く

○開宴 來る二十四日の去る明治十年西南の役城山昭落の六年に當ると以て該役公使軍せし陸海軍將校及屬官等の輩には西郷中將が目黒村の別荘に集會し同役戦死者の吊祭を兼ね今日無事の祝賀とて宴會を開く等なるよし

○高等法院 高等法院にて高田事件の豫審調は是迄午前のみなりしが昨日より午後引續き取調ふる事になりたり

○工部大學校 工部大學校にて先般來諸事改革に着手し且校則をも改正したる哉お聞しが自今同校生徒徒卒業証を與るには第一級卒業証を授與し第二級以下の卒業証書を授與する事に此程定めたりと云

○煙草印紙稅檢査 一昨日府廳租稅課より各都區役所へ不日大藏省租稅局官吏が府下煙草印紙檢査の爲り各營業人の店へ出張する筈に付何時か臨監するも不都合なき様取計らわすべし旨達せられたりと

○東京灣測量 東京灣測量の事は屬本紙上にも掲載せしが近頃相模國三浦郡猿島及び觀音崎海峽并上總國周准郡富津の各砲臺の地形地質より近傍の村落田畑山林又は彈道(メイト)船路等精細に測量し該圖面も出來したる由今其大要を聞くに觀音崎の山脈一帶甚高からずと雖海岸頗る險に於て地置亦便なり、猿島は四圍樹木鬱鬱巖壁相款ち周徑十町餘岸を距る一里計りの處波浪起るの時あども猶は船と通すべく、富津は砂嘴海中に斗出する約一里、嘴前より沙灘あり其形楕圓にして長一里餘幅約五町餘深さ爲めに屢其狀と變すれども上面のミおして下面は甚た異なることなく此地上面より下面に至る十二尺沙礫相錯り其底に至れば小礫多くて地質甚堅し以上三所相對して鼎足の勢を呈し各相距ると三里乃至四五里餘あり共に要衝の所となし舊來砲臺の備われども舊式にして宜を待す未充分の設備と謂ふ可らす依

○阿片騒動 昨夜(十五日)長崎居留地に於て支那人の阿片を喫するを認の巡査之を取押拘引する途中該國人大勢にて奪去らんとせしに依り止を得ず五名へ負傷せしに内一名死に至れりと去る十六日長崎縣より内務省へ電報ありたりと聞く

○開宴 來る二十四日の去る明治十年西南の役城山昭落の六年に當ると以て該役公使軍せし陸海軍將校及屬官等の輩には西郷中將が目黒村の別荘に集會し同役戦死者の吊祭を兼ね今日無事の祝賀とて宴會を開く等なるよし

○高等法院 高等法院にて高田事件の豫審調は是迄午前のみなりしが昨日より午後引續き取調ふる事になりたり

○工部大學校 工部大學校にて先般來諸事改革に着手し且校則をも改正したる哉お聞しが自今同校生徒徒卒業証を與るには第一級卒業証を授與し第二級以下の卒業証書を授與する事に此程定めたりと云

○煙草印紙稅檢査 一昨日府廳租稅課より各都區役所へ不日大藏省租稅局官吏が府下煙草印紙檢査の爲り各營業人の店へ出張する筈に付何時か臨監するも不都合なき様取計らわすべし旨達せられたりと

○東京灣測量 東京灣測量の事は屬本紙上にも掲載せしが近頃相模國三浦郡猿島及び觀音崎海峽并上總國周准郡富津の各砲臺の地形地質より近傍の村落田畑山林又は彈道(メイト)船路等精細に測量し該圖面も出來したる由今其大要を聞くに觀音崎の山脈一帶甚高からずと雖海岸頗る險に於て地置亦便なり、猿島は四圍樹木鬱鬱巖壁相款ち周徑十町餘岸を距る一里計りの處波浪起るの時あども猶は船と通すべく、富津は砂嘴海中に斗出する約一里、嘴前より沙灘あり其形楕圓にして長一里餘幅約五町餘深さ爲めに屢其狀と變すれども上面のミおして下面は甚た異なることなく此地上面より下面に至る十二尺沙礫相錯り其底に至れば小礫多くて地質甚堅し以上三所相對して鼎足の勢を呈し各相距ると三里乃至四五里餘あり共に要衝の所となし舊來砲臺の備われども舊式にして宜を待す未充分の設備と謂ふ可らす依

○阿片騒動 昨夜(十五日)長崎居留地に於て支那人の阿片を喫するを認の巡査之を取押拘引する途中該國人大勢にて奪去らんとせしに依り止を得ず五名へ負傷せしに内一名死に至れりと去る十六日長崎縣より内務省へ電報ありたりと聞く

○開宴 來る二十四日の去る明治十年西南の役城山昭落の六年に當ると以て該役公使軍せし陸海軍將校及屬官等の輩には西郷中將が目黒村の別荘に集會し同役戦死者の吊祭を兼ね今日無事の祝賀とて宴會を開く等なるよし

○高等法院 高等法院にて高田事件の豫審調は是迄午前のみなりしが昨日より午後引續き取調ふる事になりたり

○工部大學校 工部大學校にて先般來諸事改革に着手し且校則をも改正したる哉お聞しが自今同校生徒徒卒業証を與るには第一級卒業証を授與し第二級以下の卒業証書を授與する事に此程定めたりと云

○煙草印紙稅檢査 一昨日府廳租稅課より各都區役所へ不日大藏省租稅局官吏が府下煙草印紙檢査の爲り各營業人の店へ出張する筈に付何時か臨監するも不都合なき様取計らわすべし旨達せられたりと

○阿片騒動 昨夜(十五日)長崎居留地に於て支那人の阿片を喫するを認の巡査之を取押拘引する途中該國人大勢にて奪去らんとせしに依り止を得ず五名へ負傷せしに内一名死に至れりと去る十六日長崎縣より内務省へ電報ありたりと聞く

○開宴 來る二十四日の去る明治十年西南の役城山昭落の六年に當ると以て該役公使軍せし陸海軍將校及屬官等の輩には西郷中將が目黒村の別荘に集會し同役戦死者の吊祭を兼ね今日無事の祝賀とて宴會を開く等なるよし

○高等法院 高等法院にて高田事件の豫審調は是迄午前のみなりしが昨日より午後引續き取調ふる事になりたり

○工部大學校 工部大學校にて先般來諸事改革に着手し且校則をも改正したる哉お聞しが自今同校生徒徒卒業証を與るには第一級卒業証を授與し第二級以下の卒業証書を授與する事に此程定めたりと云

○煙草印紙稅檢査 一昨日府廳租稅課より各都區役所へ不日大藏省租稅局官吏が府下煙草印紙檢査の爲り各營業人の店へ出張する筈に付何時か臨監するも不都合なき様取計らわすべし旨達せられたりと

○東京灣測量 東京灣測量の事は屬本紙上にも掲載せしが近頃相模國三浦郡猿島及び觀音崎海峽并上總國周准郡富津の各砲臺の地形地質より近傍の村落田畑山林又は彈道(メイト)船路等精細に測量し該圖面も出來したる由今其大要を聞くに觀音崎の山脈一帶甚高からずと雖海岸頗る險に於て地置亦便なり、猿島は四圍樹木鬱鬱巖壁相款ち周徑十町餘岸を距る一里計りの處波浪起るの時あども猶は船と通すべく、富津は砂嘴海中に斗出する約一里、嘴前より沙灘あり其形楕圓にして長一里餘幅約五町餘深さ爲めに屢其狀と變すれども上面のミおして下面は甚た異なることなく此地上面より下面に至る十二尺沙礫相錯り其底に至れば小礫多くて地質甚堅し以上三所相對して鼎足の勢を呈し各相距ると三里乃至四五里餘あり共に要衝の所となし舊來砲臺の備われども舊式にして宜を待す未充分の設備と謂ふ可らす依

○阿片騒動 昨夜(十五日)長崎居留地に於て支那人の阿片を喫するを認の巡査之を取押拘引する途中該國人大勢にて奪去らんとせしに依り止を得ず五名へ負傷せしに内一名死に至れりと去る十六日長崎縣より内務省へ電報ありたりと聞く

○開宴 來る二十四日の去る明治十年西南の役城山昭落の六年に當ると以て該役公使軍せし陸海軍將校及屬官等の輩には西郷中將が目黒村の別荘に集會し同役戦死者の吊祭を兼ね今日無事の祝賀とて宴會を開く等なるよし

○高等法院 高等法院にて高田事件の豫審調は是迄午前のみなりしが昨日より午後引續き取調ふる事になりたり

○工部大學校 工部大學校にて先般來諸事改革に着手し且校則をも改正したる哉お聞しが自今同校生徒徒卒業証を與るには第一級卒業証を授與し第二級以下の卒業証書を授與する事に此程定めたりと云

○煙草印紙稅檢査 一昨日府廳租稅課より各都區役所へ不日大藏省租稅局官吏が府下煙草印紙檢査の爲り各營業人の店へ出張する筈に付何時か臨監するも不都合なき様取計らわすべし旨達せられたりと

○東京灣測量 東京灣測量の事は屬本紙上にも掲載せしが近頃相模國三浦郡猿島及び觀音崎海峽并上總國周准郡富津の各砲臺の地形地質より近傍の村落田畑山林又は彈道(メイト)船路等精細に測量し該圖面も出來したる由今其大要を聞くに觀音崎の山脈一帶甚高からずと雖海岸頗る險に於て地置亦便なり、猿島は四圍樹木鬱鬱巖壁相款ち周徑十町餘岸を距る一里計りの處波浪起るの時あども猶は船と通すべく、富津は砂嘴海中に斗出する約一里、嘴前より沙灘あり其形楕圓にして長一里餘幅約五町餘深さ爲めに屢其狀と變すれども上面のミおして下面は甚た異なることなく此地上面より下面に至る十二尺沙礫相錯り其底に至れば小礫多くて地質甚堅し以上三所相對して鼎足の勢を呈し各相距ると三里乃至四五里餘あり共に要衝の所となし舊來砲臺の備われども舊式にして宜を待す未充分の設備と謂ふ可らす依

○阿片騒動 昨夜(十五日)長崎居留地に於て支那人の阿片を喫するを認の巡査之を取押拘引する途中該國人大勢にて奪去らんとせしに依り止を得ず五名へ負傷せしに内一名死に至れりと去る十六日長崎縣より内務省へ電報ありたりと聞く

○開宴 來る二十四日の去る明治十年西南の役城山昭落の六年に當ると以て該役公使軍せし陸海軍將校及屬官等の輩には西郷中將が目黒村の別荘に集會し同役戦死者の吊祭を兼ね今日無事の祝賀とて宴會を開く等なるよし

○高等法院 高等法院にて高田事件の豫審調は是迄午前のみなりしが昨日より午後引續き取調ふる事になりたり

○工部大學校 工部大學校にて先般來諸事改革に着手し且校則をも改正したる哉お聞しが自今同校生徒徒卒業証を與るには第一級卒業証を授與し第二級以下の卒業証書を授與する事に此程定めたりと云

○煙草印紙稅檢査 一昨日府廳租稅課より各都區役所へ不日大藏省租稅局官吏が府下煙草印紙檢査の爲り各營業人の店へ出張する筈に付何時か臨監するも不都合なき様取計らわすべし旨達せられたりと